

2017年10月12日号 第4号

発行：公益財団法人 国際労務管理財団 介護チーム

9月29日付の官報において、ついに介護職種、介護作業が追加され、併せて介護職種における固有要件が公表されました。

本号の内容

- Topics 1 介護職種、介護作業の審査基準について
- Topics 2 パブリックコメントの結果公示について
- Topics 3 介護技能実習の詳細について
- Topics 4 技能実習生の配置上の取扱いについて

● 1 ☆ Topics >>> 介護職種、介護作業の審査基準について

□■ 注目ポイント ■□

9月29日付で、介護職種、介護作業が技能実習制度に追加されたことで、技能実習生を受け入れるための審査基準が厚生労働省ホームページ上に公表されました。

技能実習において求められる必須業務について、「身体介護業務」及び「安全衛生業務」が定められるなど、介護技能実習生を受け入れるための審査基準が確定しております。

特に、技能実習計画において、技能実習生が技能等を修得するために必ず行わなければな

らない「必須業務」は次のとおりとなりました。

☆第1号技能実習で必要な「必須業務」

(1) 身体介護業務

①身じたくの介護(1)の3については状況に応じて実施)

1) 整容の介助

- 1 整容(洗面、整髪等)
- 2 顔の清拭
- 3 口腔ケア

2) 衣服着脱の介助

- 1 衣服の着脱の介助(座位・臥位)

②移動の介護

1) 体位変換

- 1 体位変換
- 2 起居の介助
- 3 立位の介助

2) 移動の介助(2については、状況に応じて実施)

- 1 歩行の介助
- 2 車いすへの移乗の介助
- 3 車いす移動の介助

③食事の介護

1) 食事の介助

④入浴・清潔保持の介護(3については、状況に応じて実施)

1) 部分の介助

- 1 手浴の介助
- 2 足浴の介助

2) 入浴の介助

3) 全身清拭

⑤排泄の介護(3については、状況に応じて実施)

- 1 トイレ・ポータブルトイレでの排泄介助
- 2 おむつ交換
- 3 尿器・便器を用いた介助

(2) 安全衛生業務

①雇入れ時等の安全衛生教育

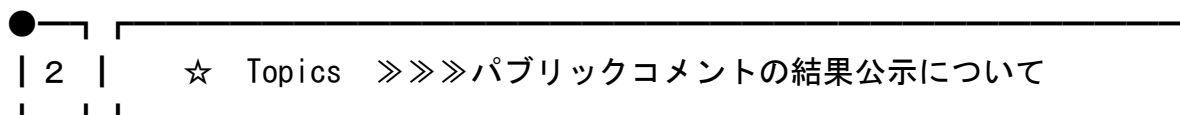
- ②介護職種における疾病・腰痛予防
- ③福祉用具の使用方法及び点検業務
- ④介護職種における事故防止のための教育
- ⑤緊急時・事故発見時の対応

詳細はこちらをご覧ください。

▽厚生労働省ホームページ

審査基準

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11800000-Shokugyounouryokukaihatsukyoku/0000179250.pdf>



□■ 注目ポイント ■□

2017年6月21日に意見募集が行われた、「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」の案についての意見募集の結果が公示されました。

主なご意見の概要、ご意見に対する結果を一部ご紹介させていただきます。

①技能実習を行わせる事業所に関するもの

ご意見

「設立後3年経過していること」という要件は、法人と事業所どちらに課せられものなのか明確にすべきである。

結果

「設立後3年を経過していること」という要件は、技能実習を行わせる事業所に課すこととしています。

②技能実習指導員等について

ご意見

技能移転という制度趣旨を踏まえると、技能実習指導員は全て介護福祉士の資格を有する者の中から選任することなどを要件により、指導体制を強化すべきである。

結果

技能実習制度上、すべての技能実習指導員は、修得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有すること等が求められています。介護職種においては、適正な技能移転を図るため、介護に関する専門知識・技能を担保することを目的として、さらにそのうち1名以上について、介護福祉士等の資格要件を上乗せするものとなっています

意見募集時の案の内容が変更されている事項もあります。

③監理団体の法人形態について

ご意見

一般監理事業に係る監理許可を受けていること」という要件は、公平性に欠いている。

結果

ご意見の趣旨も踏まえ再検討した結果、「一般監理事業に係る監理許可を受けていること」という要件は課さないこととしました。

詳細はこちらをご覧ください。

▽パブリックコメント意見募集の結果について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000164612>

▽パブリックコメントを踏まえて決定した介護固有要件について

介護職種基準等を定める告示（詳細）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000178996.pdf>

概要をまとめたものはこちらになります。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000179482.pdf>

● | 3 | ☆ Topics >>> 介護技能実習の詳細について

□■ 注目ポイント ■□

今回、多くのことが公表されたことは、厚生労働省の特設ページ「外国人技能実習制度への介護職種の追加について」において詳細を見ることができます。

詳細はこちらをご覧ください。

▽厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html>

是非目を通していただきたい資料は次のとおりとなっております。

● 特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領 ～介護職種の基準について～

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000179001.pdf>

● | 4 | ☆ Topics >>> 技能実習生の配置上の取扱いについて

□■ 注目ポイント ■□

介護施設で技能実習生に従事させる上において、配置上の取り扱いについても決定がなされました。詳細は次のとおりとなっております。

技能実習生の配置基準上の取扱いについて

1 介護施設等における報酬上の配置基準の取扱いについて

次の①又は②に該当する介護職種の技能実習生については、法令に基づく職員等の配置基準において、職員等とみなす取扱いとすること。

- ① 技能実習を行わせる事業所において実習を開始した日から6月を経過した者
- ② 日本語能力試験のN2又はN1（平成22年3月31日までに実施された審査にあつては、2級又は1級）に合格している者

2 診療報酬上の配置基準の取扱いについて

介護職種の技能実習生が、看護補助者として病院又は診療所において看護師長及び看護職員の指導の下に療養生活上の世話等の業務を行う場合における看護補助者の配置基準においては、当該技能実習生を員数に含めて算定しても差し支えないものであること。

※詳細については、本メールに返信のうえお問い合わせいただくか、当財団介護チームまでご連絡ください。

▽お問い合わせ先はこちら▽

TEL:03-3354-4841 E-mail: kaigo@ipm.or.jp

■ご質問を随時募集します■

技能実習制度や介護職種追加についての質問を随時受け付けております。頂戴した質問は、直接ご回答させていただく他、こちらのQ&A等でも掲載させる予定です。ささいなことでも構いませんので、どしどしご質問をお寄せください！！

▽お問い合わせ先はこちら▽

E-mail: kaigo@ipm.or.jp

##【あとがき】#####

ついに、介護技能実習生の受入れについての全貌が公表されました。今回公表されたルールに基づき、I.P.M.も受入体制を整え、介護技能実習生の受入れを進めてまいります。

今回、公表された全てについて詳細な説明をご希望の介護事業者様については、担当職員がいつでもお伺いの上ご説明いたしますので、お気軽にお声掛けください。

今後も介護チームでは、新たな情報が公表され次第情報提供させていただく予定です。

この度も最後までメルマガをお読みいただき誠にありがとうございます。

また、次回も宜しくお願い致します。

▽記事に関するお問い合わせはこちら、ご意見ご感想もお待ちしています♪

E-mail: kaigo@ipm.or.jp

▼配信停止は下記よりお願い致します。

E-mail: kaigo@ipm.or.jp

=====

発行：公益財団法人 国際労務管理財団(I.P.M.) 介護チーム

Tel: 03-3354-4841

E-mail: kaigo@ipm.or.jp

URL: <http://www.ipm.or.jp>

本部：東京都新宿区新宿 1-26-6 新宿加藤ビル 7階

事務所：仙台・名古屋・大阪・広島・福岡・六甲研修センター

=====

※全文、または一部の記事の無断転載を禁じます。